

日本霊異記の「所」字について

原, 栄一
九州大学大学院

<https://doi.org/10.15017/12327>

出版情報 : 語文研究. 11, pp.32-39, 1960-09-25. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

日本靈異記の「所」字について

原 栄 一

変体漢文あるいは和化漢文といわれる日本靈異記を訓むことが容易でないことは今更申すまでもない。思うに、この原因の一つは、靈異記では靈異記なりの用字意識というものがそこに存しているからである。これを見出すことができるならば、おのずからその訓法も諸本間異同の正否も、更に、靈異記全体に亘つての性格も明らかになるであろう。この様な観点から、ここに取敢えず、「所」字を靈異記から拾綴し、各用法について雜感を述べてみようと思ふ。

一

まず、名詞用法に、紛らわしくない例として

- (イ) 来^{真前}・於菩薩所^二 (下一) 往^三菩薩所^一 (中七) 到^三閻羅王所^一 (中一九) 于^三門椅所^一 有^三 (中二八) 至^三熱鉄柱所^一 (下二二)

がある。靈異記において、場所の意のトコロには「所」字よりも

寧ろ「處」字を用いることが多く、「處」字三三例は「他處・同處・淨處」などに用いられ、三つの異同例も

力王自^{興「家」}住處^一出^一 (上三) 除^{高「之家」}作^二仏處^一我悔過畢^一 (上五)

我所^{興「家」}生處^一 (上二)

の如く、興福寺本と高野本とにおける「家」字との異同に限られている。ここで、「處」字に対する(イ)の五例は、東大寺諷誦文極に見られる一種の敬語的用法の如き、特殊な用法かとも一応考えられるが、菩薩所・閻羅王所はよいとしても、門椅所・熱鉄柱所はその用法とはなじえないから、敬語としての意識は無かつたものと思われる。この外、文意の上から判断すれば、名詞用法すなわち「處」と同じ用法と見做されるものが次に示す様に数例見られる。

- (ロ) 有^{興「家」}嬰兒女^一中庭^三匍匐^一空指^三東而^三慕^一父母^三懇^一惻^三哭^一悲^三追^一求^三不知^一所^三到^一 (上九) 沙彌摩^三頭^一捫^三血^三怖^一哭^三而^三忽^一不^三觀^一所^三去^一不知^一 (中一) 僧淨達^三並^三檀^一越^三等^一悟^三於^三因^一緣^三垂^三哀^一愍^三心^一爲^三脩

誦經^二遂^二八年^一已不^レ知^レ所^レ去^レ(中三二)

(イ) 妖災^二奪^二之日^一所^レ歸^レ唯^一一旦滅也(中一) 非^二血肉身^一何有^レ

所^レ痛^レ(中二三) 步^二綴喜郡^一師卒^レ值^レ王无^レ所^レ避^レ退^レ傾^レ笠

匿^レ面立^二乎路側^一(中三五) 有^二於盛燁火之中^一都無^レ所^レ燒

損^一(下一〇) 閻羅王免^レ我資返^レ况然我體滅無^レ所^レ寄宿^一

(下三六)

但、(ロ)の諸例は速かに名詞用法とは断じ難いのであって、純漢文における接続代名詞の用法とも見られる。従つて、これらは保留せざるをえないが、(イ)の諸例は「トコロ無シ(有リ)」という型であるから、これらの「所」字は名詞用法と見てもよいようである。

さて、「無(有)十所+動詞」の「所」を名詞用法と見るならば、これは福田良輔先生によつて曾て指摘されたところのいわゆる「所」字の特殊の用法であり、わが国独特の用法がこの靈異記にも見られるということになる。「所」字の特殊の用法は、上代において、接続代名詞の用法にも「動詞+所」の型であられるものであるが、靈異記の接続代名詞の用法七四例はすべて純漢文同様「所+動詞」の型であり、特殊の用法は無い。よつて、靈異記では、「所」が動詞と合する場合、その用法が名詞的であろうが接続代名詞的であろうが「所」字は必ず動詞の前に付くという意識のもとに作文されたことが知られる。

註1) 春日政治先生「西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究」研究篇一〇四頁

2) 福田良輔先生「上代に於ける「所」字の特殊の用法に就いて」(安藤教授還曆祝賀記念論文集)

3) (ロ)の三例・異同ある四例・引用文中の二例を除く。

二

名詞用法の「所」字は単にトコロと訓んで問題はないのであるが、接続代名詞の用法の「所」字についてはいかなる訓法をとるべきであろうか。これらの中に

所^レ寫^レ之^レ經^レ(下二二) 所^レ著^レ衣^レ(上四)

の如く、「所+動詞+(之)十名詞」という型をとつたもの、すなわち、「所+動詞」で連体修飾語となる二六例がある。これらは、訓点資料に見られる

所作種種勝福因(作レル所の種種の勝(れ)たる福因には) (最研

・本文篇四〇ノ二〇)

所修行法(修行すベキ所の法なり) (同一二二ノ三)

の如き、「所」字はそのままトコロ(ノ)と訓み、ル・ベキというような時制・文意に応じた助動詞を補読している例が参考となる。

この場合、既成の仏典を訓読した訓点資料と、日本人によつて書かれたこの靈異記とを、その訓法において同一視してはいけないこと勿論で、あくまでも参考程度に留めておかねばならない。例え

次^二葦田郡於葦田竹原^一所^レ宿^レ之處^レ有^二呻音^一言^レ…(下二七)

の「所」をトコロと訓んだならば、「宿^{トコロトコロ}レル所ノ處」ということになる。これでも差支えはないが、ここは「宿^{トコロトコロ}レル處」と訓んだ方がよいのではなからうか。先に挙げた二例にしても、「所」字は助動詞ル・タル等に相当するものとし、「寫シタル經」「著タル衣」などと訓むのがよいようである。

また、「所」字をベシと訓んだり、「所」字にベシを補説したと見られる例は全然無く、ベシには正確に「可」「應」兩字を用いており、例えばベキと訓ませるところは

可^レ著^レ汝^レ之^レ衣 (中二七) 可^レ受^レ苦 (下九)
 應^レ役^レ之^レ年 (中三三) 應^レ得^レ故 (下三八)

の如くしている。なお、「我明^{真^レ可^レ}所^レ知」(中三四) という例が見受けられるけれども、これは「所」字と「可」字との草体類似による誤写と思われる。

今、「所」十動詞十名詞に觸れてきたが、この類に

見^{真^レ可^レ}四方^{真^レ可^レ}者^{真^レ可^レ}皆^{真^レ可^レ}衛^{真^レ可^レ}火^{真^レ可^レ}山^{真^レ可^レ}無^{真^レ可^レ}間^{真^レ可^レ}所^{真^レ可^レ}出^{真^レ可^レ}故^{真^レ可^レ}叫^{真^レ可^レ}走^{真^レ可^レ}廻 (中一〇)

という特殊な用例一つが含まれている。この傍線部はいかに訓むべきものであろうか。先学はそれぞれ「間^{ひま}の出^{ひま}づべき所^{ひま}無し」・「出^{ひま}でむ間^{ひま}無^{ひま}き(が故に)」・「出^{ひま}でむ間^{ひま}無^{ひま}し」と訓まれた。ここは「出^{ひま}デム間^{ひま}無^{ひま}シ」もしくは「出^{ひま}ヅル間^{ひま}無^{ひま}シ」でよいと思われるが、それではなぜ「無^{ひま}所^{ひま}出^{ひま}間^{ひま}」としなかつたかという疑点が残る。これは景戒独自の漢文ともいうべきものあらわれであり、この「無^{ひま}間^{ひま}所^{ひま}出^{ひま}」と同型のものに次のような例がある。

母^三貸^三子^三稻^三无^三物^三可^三償^三(上三三) 與^レ使^レ而^レ言^レ无^レ物^レ可^レ獻^レ但^レ有^レ垢^レ衣^レ

(中三四) 求^{前^レナシ}失^{前^レナシ}之^{前^レナシ}者^{前^レナシ}三^{前^レナシ}賢^{前^レナシ}十^{前^レナシ}聖^{前^レナシ}有^{前^レナシ}失^{前^レナシ}可^{前^レナシ}誹^{前^レナシ}求^{前^レナシ}德^{前^レナシ}之^{前^レナシ}者^{前^レナシ}謗^{前^レナシ}法^{前^レナシ}斷^{前^レナシ}善^{前^レナシ}
 有^三德^三可^三美^三(下三三)

これらは、「償^{トガ}フベキ物^{トガ}无^{トガ}シ」(今昔二〇ノ三一)「可^{トガ}出^{トガ}キ物^{トガ}无^{トガ}シ」(今昔一六ノ八)「可^{トガ}奉^{トガ}キ物^{トガ}无^{トガ}シ」(今昔一六ノ八)「美^ホムベキ徳^ホ有^ホリ」と訓まれるべきと思われるが、右の諸例を合わせ考えることによつて知りうることは、「有」字あるいは「無」字が「所」字(接統代名詞的用法の)あるいは「可」字と重ならないことである。すなわち、景戒は、「有」「無」字の後には直に「有」「無」の主体となるもの(仮にそれが被修飾語であつても)が付くと心得ていたらしい。同じ「所」字でもそれが名詞用法であるならば、「无^レ所^レ避^レ退^レ」(中三五)有^レ所^レ痛^レ(中三三)の如く、「无」・「有」に直接するのである。

註1)松浦貞俊氏「続日本古典読本・日本霊異記」九八頁

2)武田祐吉博士「日本古典全書・日本霊異記」一三八頁

3)板橋倫行氏「角川文庫・日本霊異記」八八頁

4)今昔物語には、「隙^レ无^レクテ^レ不^レ出^レサルガ故^レニ」(二〇ノ三〇)とある。

三

受身の助動詞として用いられたものは七三例¹⁾であり、この中には

爲_レ人所_レ厭(上八) 爲_二人畜_一所_レ履(上一二) 爲_二汝所_一殺

興「供」

(上一二) 爲_二諸道俗_一所_二受業_一(中一九) 爲_二汝所_一殺(下

二七) 爲_二皇后_一所_レ賊(下三八) 爲_二一_一所_レ射死_一也(下三

八) 爲_二人口_一盜(上三五)

の如く、「爲_レ一_レ所_レ」という型のものがある。訓点資料には、「爲_レ」「所_レ」二字合わせて単にル・ラルと訓まれるものもあるが、靈異記の場合は、「爲_レ」字をタメニ、「所_レ」字をル・ラルに訓むべきと思われる。受身の助動詞にはこの「所_レ」字が多く用いられるのであるが、「所_レ」字のほかでは「見_レ」字があり、

見_レ召(中二四) 諸_二大見_一感(上二五) 見_レ捕(上二八)

見_レ召(中二四) 国司見_レ怨(中二七) 悪鬼見_レ點(中三三)

天皇見_レ嫌(中四〇) 皇臣見_レ敬(下三九)

の八例が見られる。そして、以上の諸例からわかることは、「一_レ」(ノタメ)ニール・ラル」の波線部(補語)が「所_レ」「見_レ」字の前に付くことである。このことは次の「被_レ」字について考える場合に必要となる。

a. 親王自念无_レ罪而被_二囚執_一此決定死:(中一)

b. 養_レ子之志爲_下得_二子力_一并被_中子養_上(中三)

c. 發_レ信至_レ心即大歡喜被_レ助脱_レ災故(下七)

d. 儵_レ被_二人讒_一堂檀越所_二打損_一而死(下二三)

右四例の「被_レ」字は一見ル・ラルと訓まれてもよきさうであるが、b「被_二子養_一」d「被_二人讒_一」の如く、「子」「人」がそれぞれ「被_レ」の前に行くことなく、後に付いている。従ってこれらは、「子ニ養ハレム」「人ニ讒チラレ」などと訓むべきではなく、「子ノ養ヒヨカガフラム」「人ノ讒チヨカガフリ」というように、「被_レ」字をカガフルと訓むのが正しいようである。b「被_二子養_一」は上文の「得_二子力_一」に対応するものであり、「得_レ」に応じて「被_レ」も動詞として訓まれるべきものである。この場合、「囚執」「養」「助」「讒」は、名詞形にして訓まれなければならないことはいうまでもない。なお、今昔物語は a b d (cは欠) にあたるところを

a' 長屋自ラ思ハク我_レ罪无クシテ此ク咎ヲ蒙レリ必ズ死ナムト

ス:(二〇ノ二七)

b' 子ヲ養フ志ハ子ノ力ヲ得テ養ヲ蒙ラムガ爲也(二〇ノ三三)

d' 寺ノ檀越ノ属ノ間ニ事有テ忍勝ヲ打損シテ即チ死ヌ(一四ノ

三一)

の如く、蒙ルとするか、それを避けるかして受身の助動詞としてはとっていない。

以上のことにより、「被_レ」字は受身の助動詞に使われたとは考えられず、「所_レ」「見_レ」の両字、就中、「所_レ」字がその多くの任に当たったことが知られるのであるが、「所_レ」字が無くてもル・ラルが補読されるべきところが多々あることは勿論である。例えば
人畜所_レ履欄樓救収示_二靈表_一而現報縁(上一二)

の「救収」も「救ヒ収メラレ」と補説してこそ文意が通るのである。また、既に挙げた「爲レ所レ」の「所」字が省かれた

此必定死爲_レ他刑殺不_レ如自死(中一)

というようなものも五例ほど見られる。なお、この「爲他刑殺」を、日本古典全書などには、「爲_二他刑殺_一」とし、「他に刑殺せられ(むよりは)」と訓まれているが、既述の通り、この靈異記においては、ル・ラルと訓まれるべき文字の後に補語とみられる「ニ」はこないし、かつ、「爲」字はル・ラルと訓まれることはないのであるから、ここは「爲_二他刑殺_一」とし、「他ノ爲_二刑殺セラレ」_一というように、ラルは補説すべきところであらう。

ここで、受身助動詞としての用法に準じて特殊な一例が見られるからそれを挙げる。

景戒之神識出_レ聲而叫有_レ側人耳當_レ口而叫教_二語遺言_一彼語_二音_一

空不_レ所_レ聞在_レ彼人不_レ答(下三八)

これは、「…彼ノ語リ言フ音空シクシテ聞コエズ」と訓まれるものと思われるが、この様な用例は靈異記において他に見出せないものであり、「不_レ得_レ聞」あるいは「不_レ能_レ聞」で済ますところである。この原因は下三八に見られるところにあるであろう。これについては下序の特異な用字法(例えばゴトシに「猶」「疑」「若」字を用いるというような)と共に、今後考えられなければならない問題である。

註1)異同ある四例・引用文中の二例を除く。

四

「所」字の主な用法は接統代名詞の用法と受身助動詞としての用法とであり、共に七十数例の用例をもっていることを知ったが、この二つの用法のどちらとも決め難い一群がここにある。

a. 然後所_レ産兒之頭纏_レ蛇二遍首尾垂_レ後而生(上三)

b. 六道四生我所_レ生處(上二一)

c. 女在_二任縣国司館_一所_レ生子遊_二館庭中_一(中二〇)

d. 将_レ建_レ塔發_レ願時生_二女子_一捲_二舍利_一所_レ産縁(中三一)

e. 懷妊生_レ女捲_二左方手_一以所_レ産_二生_一(中三一)

f. 凶女不_レ孝_二養所_一生母_一以現得_二惡死報_一縁(上二三)

g. 蘇曼所_レ生卵十枚(下一九)

a) e) と f) g) の「生(産)」字を自動詞と他動詞とに分けて考えるならば、「所」字は接統代名詞の用法ということになり一応形はつくのであるが、この「所生」の「所」に受身助動詞としての用字意識が全然無かつたと果して言えるであろうか。万葉集に見られる

霍公鳥獨所生而(卷九、一七五五) 吾以後所生人(卷一一・二

三七五)

の如き「所」は、受身助動詞としての用法「所思、所云、所纏」

等と同じ用字意識のもとに用いられたのではなからうか。この様な見地に立つならば、古事記をはじめ慣用化されていたときえ思われる。「所生」の「所」がすべて接続代名詞の用法の「所」とは考えられない。f・g二例は「生」を他動詞とし、「所」は接続代名詞の用法と見なければならぬが、a・e五例の「所」は受身助動詞としての用法とも見られるのではなからうか。d・eについては一層その感が深い。

五

次に「以」字と熟合している「所以」についてみる。「所以」は、A名詞用法とB接続詞用法とに二分されるが、これらは「故」との関連においてその特色が見られる。

- A₁ 問_レ所_三以彼^{高ナシ}拍罵^{高ナシ}曰_二驚^{高ナシ}噉^{高ナシ}殘^{高ナシ}也_一 問_三其所_三以到來_一
(上一二) 自度无_レ名其俗姓亦未_レ詳_三以号名_三石川沙彌_一者_三(上三七) 何者_レ所_レ痛唯所_三以示_三常住不變_一也
(中二三) 爰乞者問_レ之_レ所以者何答曰_三(中一五)_一
- A₂ 雖_レ寫_三大乘_一而作_三重罪_一所以者何汝用_三斤_二故召_レ汝耳
(下二二)
- A₃ 因捉_三秋丸_一問_三殺所由_一(下二七)

右が名詞ユエの諸例であるが、名詞用法に「故」を単独に用いることは少く、「何故、何以故、是故」等を別にすると、

金堂東脇土観音之頂无_レ故断落也(中三六)

の一例が見られるに過ぎない。このことから、名詞ユエには専ら「所以」を用いたことが知られる。この「所以」には、A₂に示したユエハイカニトナラバとでも訓まれる「所以者何一故」という型があり興味深い。以前、神田秀夫氏が古事記や風土記にこの型があることに注目され、これも漢訳仏典の影響であろうと述べられたが、これに思い合わせると、仏典と共にあつた景戒のものに見出されることは当然の事の様に思われる。なお、A₃の「所由」はただ一例であるが、「所以」に準じるものである。

接続詞ユエには、名詞「所以」とは反対に「故」を用いるのが普通であり、その例は二〇〇例近く数えられる。一方、この接続詞用法の「所以」は一七例であり、二例を除く一五例までが定まった型に用いられている。

- B₁ 謹_レ不用_レ食_三常住僧物_一所以大方等經云_三(上一二〇)_一 所以經云_三(上一三三・三〇)_一 所以不思議光菩薩經云_三(中七)_一 所以大集經云_三(中九)_一 所以出曜經云_三(中三〇)_一 所以成美論云_三(中三二)_一 所以書伝云_三(下二)_一 所以長阿含經云_三……
(下四) 所以丈夫論云_三(下一五)_一 所以律云_三(下一七)_一
- 所以十輪經云_三(下三三)_一
- B₂ 不_レ告_三吾子_一取_三稻十束_一所以今受_三牛身_一(上一〇) 我昔先世

偷^ニ用子物^一所以今受^ニ牛身^一(中二五) 未^レ償^以死所以今受^ニ牛

身^一(中三二)

B₃ 賊^ニ噉^於養性之氣^一所以晚年^以四十餘歲^一(上三八) 唯有^ニ

鍛音^一所以前^レ馬過往^一(中二二)

B₁ は説話内に經典類を引用する場合に用いられた例であつて、この
ような場合に「故」を用いたものは

隱身聖人交^ニ其中^一故橋慢經云^一(中一)

の一例のみである。よつて、これらの「所以」が接統詞として
「故」と同様用いられたことを知ると同時に、經典類引用の場合
には原則として「所以」を使ったことがわかる。なぜこの様な場合
に「所以」を用いるのであろうか。恐らく、經典引用という改まつ
た氣持をこの「所以」に托したのではあるまいか。また、B₂の三例
はいずれも「所以今受^ニ牛身^一」という型をとつており、牛身を受け
るところで「故」を使ったのは、これ亦

為^レ償^ニ此物^一故受^ニ牛身^一者也(中九)

の一例のみである。この例は上に「為」字を有しており、「為^レ
ユエ(ニ)」といふいわゆる特殊の接統詞となつてゐる。「所以」が
この「為^レ故」に相当するとみれば、接統詞「所以」の訓も、単に
ユエニとするよりも言訓点に見られるソエニなどとした方がよいの
ではないかと思われる。B₂の中一五の例に相当するところを、三寶
絵詞では

子ノ物ヲ犯用シキコノユヘニ今牛ノ身ヲウケテ(觀智院本・中一
一)

としてゐるが、これなどは参考になる。ともかく、B₃の二例を除
くB₁B₂の諸例がそれぞれ一つの定型に用いられることは、接統詞用
法の「所以」に対する意識のしかたが「故」とは異つていたことを
物語っている。更にB₂に関して臆測すれば、各説話が時代順に配列
される以前、牛身を受ける説話はこれとして一グループに纏められ
ていたのではないか。すなわち、同時期に纏めて書かれたのではな
いかというようないことが想像される。

註)所^興造立^一伽藍(上七) は明らかに興福寺本の誤写である
からここに採らない。

2) 神田秀夫氏「古事記の文体に関する一試論」(国語と国文学
二七卷六号)・「古事記の構造」一一三頁

3) 遠藤嘉基博士「訓点資料と訓点語の研究」二〇二頁

六

最後に、異同ある例について見よう。

a. 極熱之柱而所川惡酒就欲^レ抱(中七)

b. 從者数千・所農業怠(下二四)

右二例は、校本の校本によると、「所」字の下に名詞が付いてお
り、「所」字の下には動詞が付くという点から考えると明らかに誤
りであることが知られる。a例の「川」字を諸註釈書が共に「心」

字に意改しているが、このような名詞に改めたのでは改めたことにはならない。先頃、真福寺本原本には「引」とあることが小泉道氏によって明らかにされたが、この動詞「引」であってこそここは解決されるのである。同様、b例の「所」も前田家本の「故」に改めなければならない。また、

c. 大鬼半夜所来行^{四字興ナシ}童子^ニ而見^レ之退^{（上三）}

を角川文庫は「鬼、中夜ばかりに來り、」と、「所」字をバカリに訓んでいる。確かに、「所」字には『興・許』同。』（詞詮）という用法があるけれども、靈異記の用字法が比較的単純である点から、バカリとしての用法とは認め難い。靈異記において、バカリには必ず「許」字が用いられるのであって、その用例は二二（内一例は「計」字）を数える。よってこの「所」字は何かの誤りと見て、興福寺本に従うべきであらう。

註1)小泉道氏「靈異記の真福寺本と掖齋校本」（国語国文二六卷四号三七頁上段）

以上、「所」字の各用法について雑感を述べおわり、何か纏ったことをと思うのであるが、残念ながら「所」字一字の用法からではそれができない。ただ漠然と感じ取れることは、はじめにも述べたように、靈異記としての用字意識があったこと、そしてその用字法は比較的単純であり、限度があり、そこには漢文作成力の不足があらわれている場合もあるというようなことである。

なお、異同個所の略号である興・高・真・前は、それぞれ、興福

寺本、高野本、真福寺本、前田家本をあらわす。また、引用の今昔物語は岩波文庫本によった。

執筆者紹介

今井 源衛	九州大学助教授
井手 恒雄	福岡女子大学教授
白石 悋三	九州大学大学院
鶴 久	熊本女子大学助教授
原 栄一	九州大学大学院
原口 裕	九州大学大学院